○外務省告示第十八号

平成二十四年十二月二十八日にネーピードーで、ミャンマー連邦共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

平成二十五年一月二十一日

外務大臣　岸田　文雄

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　八億円

3　署名者

日　本　側　沼田幹男在ミャンマー大使

ミャンマー側　アウン・タウン・ウー電力副大臣

○外務省告示第十九号

ガーナ共和国政府は、平成八年十二月二十日にジュネーブで作成された「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」の批准書を平成二十四年十一月十六日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十五年二月十六日にガーナ共和国について効力を生ずる。

平成二十五年一月二十一日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二十号

モンテネグロ政府は、「千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定」の加入書を平成二十四年十一月十六日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同協定は、平成二十五年二月十六日にモンテネグロについて効力を生ずる。

（平成二十四年十一月十六日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十五年一月二十一日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二十一号

タジキスタン共和国政府は、「許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約」の加入書を平成二十四年十一月二十六日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、平成二十五年二月二十六日にタジキスタン共和国について効力を生ずる。

（平成二十四年十一月二十六日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十五年一月二十一日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二十二号

メキシコ合衆国政府は、「標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書」の加入書を平成二十四年十一月十九日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十五年二月十九日にメキシコ合衆国について効力を生ずる。

（平成二十四年十一月十九日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十五年一月二十一日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第二百十一号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年十月一日から同年十二月三十一日までの期間に係る平均売買価格を次のとおり告示する。

平成二十五年一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

品種	平均売買価格（消費税額分を含む。）
黒毛和種	一頭につき、四二四、八〇〇円
褐毛和種	一頭につき、三七六、八〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、一三七、八〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、九七、八〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、二二二、七〇〇円

○農林水産省告示第二百十二号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十条第二項及び第三十四条第二項の規定に基づき、平成二十五年一月一日から十二月三十一日までには種されるてん菜及び同年十月一日から平成二十六年九月三十日までに収穫されるさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価並びに平成二十五年一月一日から十二月三十一日までに植付けされるでん粉の製造の用に供するばれいしょ及びかんしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価を次のように定めたので、告示する。

平成二十五年一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　てん菜に係る甘味資源作物交付金の単価　一、〇〇〇キログラムにつき六、〇三〇円

二　さとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価　一、〇〇〇キログラムにつき一六、三二〇円

三　でん粉の製造の用に供するばれいしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価　一、〇〇〇キログラムにつき一一、〇五〇円

四　でん粉の製造の用に供するかんしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価は、次の表の上欄に掲げる品種ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

品種	単価
アリアケイモ、コガネセンガン、コナホマレ、こなみずき、サツマアカ、サツマスターチ、シロサツマ、シロユタカ、ダイチノユメ、ハイスターチ及びミナミユタカ	一、〇〇〇キログラムにつき二六、〇〇〇円
その他の品種	一、〇〇〇キログラムにつき二三、四一〇円

（備考）

1　第一号に掲げる単価は四捨五入により小数点以下一位まで算出された糖度（以下単に「糖度」という。）が一七・一度のてん菜について適用し、糖度が一三・五度以上一七・一度未満のてん菜に係る甘味資源作物交付金の単価にあっては糖度が一七・一度を〇・一度下回るごとに六二円を同号に掲げる単価から差し引いた額とし、糖度が一三・一度を超えるさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価にあっては糖度が一七・一度を〇・一度上回るごとに六二円を同号に掲げる単価に加えた額とする。

2　第二号に掲げる単価は糖度が一三・一度以上一四・三度以下のさとうきびについて適用し、糖度が五・五度以上一三・一度未満のさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価にあっては糖度が一三・一度を〇・一度下回るごとに一〇〇円を同号に掲げる単価から差し引いた額とし、糖度が一四・三度を超えるさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価にあっては糖度が一四・三度を〇・一度上回るごとに一〇〇円を同号に掲げる単価に加えた額とする。

3　第三号に掲げる単価は四捨五入により小数点以下一位まで算出されたでん粉含有率（以下単に「でん粉含有率」という。）が一八・〇パーセントのでん粉の製造の用に供するばれいしょ（以下「でん粉原料用ばれいしょ」という。）について適用し、でん粉含有率が一八・〇パーセント未満のでん粉原料用ばれいしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価にあってはでん粉含有率が一八・〇パーセントを〇・一パーセント下回るごとに六一円を同号に掲げる単価から差し引いた額とし、でん粉含有率が一八・〇パーセントを超えるでん粉原料用ばれいしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価にあってはでん粉含有率が一八・〇パーセントを〇・一パーセント上回るごとに六一円を同号に掲げる単価に加えた額とする。